

特例事業承継税制の適用を受けようとする場合には、2023年3月31日までに、認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けた「特例承継計画」を都道府県に提出しなければなりません。その後、27年末までに先代経営者から自社株式の贈与を受け、贈与税の納税猶予の手続きを行います。相続時に贈与税は免除されますが、相続税は課税されるため、納税猶予の手続きを行うこととなります。

これに対し、期間内（18年1月1日～23年3月31日）に特例承継計画を提出せず、先代経営者が死亡した場合には、死亡後に一定の手続きで特例事業承継税制の適用を受けることができます。この場合は、相続発生後10カ月の申告期限に間に合うように作業を進めます。

長い業歴のあるA社は、内部留保も多く、自社株式の評価が高いにもかかわらず、自社株対策を全く行っていませんでした。代表権は先代経営者



税理士法人 押田会計事務所  
代表社員 税理士

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国会システム委員会委員長。「遺産分割と相続発生後の対策」（共著）など著書多数。

押田 吉真氏

## 先代が急逝した場合

と後継予定者がともに持っていましたが、株式のほとんどは先代経営者が所有していました。18年1月30日に経営者が急逝。後継者は自社株式が高いことから特例事業承継税制の適用を希望していました。顧問税理士が認定経営革新等支援機関ではなかったため、当方に依頼がありました。そこで、特例事業承継税制の適用要件や、適用後の注意点の確認から進めることとしました。

まず適用にあたっては、その後要件を満たさなくなった場合や手続きを失念した場合などには、納税猶予が取り消され、猶予税額と利子税を支払うことを理解しておかなければなりません。また、制

## 支援機関の役割重要に

度では後継者は5カ月以内に代表権を有する必要があるとす。なお、A社の場合には複数代表だったため、この心配はありませんでしたが、誰が代表になるかを決定できず期限を迎えてしまうこともあり、注意が求められます。

会社は相続開始の日から8カ月以内に都道府県の窓口にて認定申請をする必要があります。この場合、特例承継計画は同時に提出します。またこの段階で自社株式の遺産分割が確定していなければ相続税の納税猶予を受けることができません。このように後継者の代表者への就任と、株式などの移転を着実に実行しなければなりません。

なおA社では、知事から認定書が無事交付され、後継者は期限（18年11月30日）までに相続税申告と納税猶予の手続きをすることになりました。このように特異な事例で期限がある中、着実に承継するためにも認定経営革新等支援機関の役割が重要です。

## 事業承継

の現場から